（案）

ネーミングライツ契約書

埼玉県(登録番号・・・。以下「甲」という。)と△△△株式会社(以下「乙」という。)は、こども動物自然公園（以下、「公園」という。）の施設に係る命名権(以下、「ネーミングライツ」という。)に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）
第１条　甲、乙は、この契約書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（目的）
第２条　この契約書は、公園施設のうち○○○○（以下、「公園施設」という。）への愛称の命名、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（ネーミングライツ）
第３条　甲は、第６条第１項に定める使用期間に限り、乙に対し公園施設への愛称のネーミングライツを付与する。

（愛称）
第４条　公園施設の愛称は「□□□□（名称）」（以下、「本愛称」という。）とする。
２　乙は、本愛称を変更することはできないものとする。ただし、やむを得ない事由により本愛称を変更する必要が生じた場合は、甲乙双方協議の上、その可否を決定するものとする。

（本愛称の使用）
第５条　甲は、本愛称を公園施設の通称として使用する。
２　甲は、施設のホームページ及び施設案内の印刷物等において本愛称を表示するよう努めるとともに、公園で行われる行事の主催者及び対象施設を使用する関係者に対し本愛称を適正に表示するよう求めるものとする。

（本愛称の使用期間）
第６条　本愛称の使用期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、使用期間の満了の日までにこの契約が終了した場合は、本愛称の使用期間も終了するものとする。

（名称表示サイン）
第７条　乙は、ロゴマークのデザインを含む本愛称の名称表示サイン(以下「サイン」という。)の表示場所及び表示仕様の案を作成し、甲の承認を得るものとする。
２　サインの設置及び変更に係る工事については費用負担も含め、乙の責任で実施するものとする。
３　本ロゴマークの著作権その他の知的財産に関する権利は、乙に帰属するものとする。
４　前３項の規定は、第４条第２項ただし書の場合に準用する。

（案）

（命名権料）

第８条　本愛称の命名及び使用に係る費用(以下「命名権料」という。)は、金　〇〇〇〇円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　円・消費税率１０％）

（命名権料の納付）

第９条　乙は、前条の命名権料を、次のとおり分割した上で、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

区分	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度
納入額	円	円	円	円	円
納入期限	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

２　乙は、第１項に定める納入期限までに同項に規定する額を納入しないときは、当該支払期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額につき年３．０パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金額が１００円に満たないときはこの限りでない。

（命名権料の返還）

第 10 条　既納の命名権料は、これを還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によりこの契約が終了した場合における解除の日が属する年度の命名権料は、当該年度の開始日から解除日までの日数に応じて、当該年度分の前条の命名権料を日割りにより計算した額とする。

この場合において、甲が既にその額を超える命名権料を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとし、甲がその額の命名権料を受領していないときは、乙は、前条に定める納入期限までに納入しなければならない。

２　前項ただし書きの場合において、返還する金銭には、利息を付さないものとする。

３　命名権料の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第 11 条　契約保証金の額は、命名権料の１０分の１以上又は免除とする。

２　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、第１項の契約保証金を乙に返還する。

(1) 乙が第 18 条に定める義務を履行したことを甲が確認したとき（第 12 条第１項又は第２項の規定により契約が解除されたときを除く。）。

(2) 甲が第 12 条第３項の規定によりこの契約を解除したとき。

(3) 乙が第 13 条の規定により、この契約を解除したとき。

３　契約保証金には、利息を付さない。

４　乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（甲による契約の解除）

第 12 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙に対して、書面による通知をすることにより、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、乙から事前に事情を聴かなければならない。

(1) 乙の違法行為その他乙の責めに帰すべき事由により、乙の社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき甲が認めたとき。

(2) 乙が本契約に違反し、かつ、当該違反を是正すべき旨の甲の書面による通知を受けてから 30 日以内に、その違反が解消されないとき。
(3) 乙が次条各号に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。
(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
イ　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て、 又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
ウ　埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
エ　法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
カ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
キ　その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である者
ク　施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる者
２　前項各号に定めるもののほか、乙の業績の著しい悪化等により、乙に本契約を継続することが困難な事由が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、双方合意の上、本契約を解除することができるものとする。
３　甲は、前２項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の３０日前までに、乙に通知しなければならない。

(乙による契約の解除)
第 13 条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したときは、甲に対して、書面による通知をすることにより、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲から事前に事情を聴かなければならない。
(1) 甲の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるとき。
(2) 甲が本契約に違反し、かつ、当該違反を是正すべき旨の乙の書面による通知を受けてから 30 日以内に、その違反が解消されないとき。

(損害賠償)
第 14 条　第 12 条第１項及び第２項の規定により契約を解除した場合において、甲又は第三者に損害があるときは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおり乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。
(1) 契約保証金が免除されているとき　乙は、命名権料の１０分の１に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。
(2) 契約保証金が納付されているとき　当該契約保証金は甲に帰属するものとする。た

だし、当該契約保証金の額が命名権料の１０分の１に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

２　第12条第３項及び第13条各号の規定により契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害があるときは、甲がその損害を賠償しなければならない。

３　乙は、その責めに帰すべき理由により本愛称の命名及び使用に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該第三者に与えた損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

４　前３項の規定により甲乙間で賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

（不可抗力等）

第15条　甲又は乙は、災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、相手方と協議して契約の内容を変更することができる。

（優先交渉権の付与）

第16条　本愛称の使用期間が満了する年度の前年度末までに、乙が甲に契約の更新を申し入れた場合には、乙に優先交渉権を付与し、甲乙協議の上、第６条第１項に規定する本愛称の使用期間を更新することができる。

（法令遵守）

第17条　乙は、本契約の締結に際し、別記様式による書面を甲に提出し、第１条の遵守義務の履行について誓約しなければならない。

２　乙は、前項の規定による誓約に違反する事実があると認めたときは、甲に対し、遅滞なくこれを書面で報告しなければならない。

３　甲は、乙による関係法令等に関する状況を確認するため、必要があると認めるときは、乙又は乙の役員若しくはその関係者等から事情を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（原状回復）

第18条　乙は、第６条に定める本愛称の使用期間が終了した場合は、乙の負担において、遅滞なく、サインを原状に復し、その旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定による通知があったときは、サインの原状回復の状態を確認するため検査を実施するものとし、乙は、甲が実施する検査に協力するものとする。

（秘密保持）

第19条　甲及び乙は、互いに本契約の履行を通じて知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令等の規定に基づき開示する場合は、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第20条　乙は、本愛称に係るネーミングライツを第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（設置若しくは管理又は占用許可）

第21条　乙は、サインの設置等により、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用をしようとするときは、都市公園法（昭和31年法79号。以下、「法」という。）第５条第１項又は第６条第１項、埼玉県都市公園条例（昭和39年条例第98号。以下、「条例」という。）第17条及び埼玉県都市公園に関する規則（昭和45年規則第5号。以下、「規則」という。）第２条に基づき、甲から公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受け、所定の使用料を甲に支払わなければならない。ただし、条例第18条及び規則第９条により使用料の減免を受けた場合は、この限りではない。

（行為許可）

第22条　乙は、条例第９条第１項に掲げる行為等をしようとするときは、同項、同第22条第２項及び規則第３条に基づき、甲又は指定管理者から行為の許可を受け、条例第17条第２項又は同第28条に基づき、所定の使用料又は利用料金を甲又は指定管理者に支払わなければならない。ただし、同第18条及び規則第９条又は条例第30条に基づく指定管理者が定める規定により、使用料又は利用料金の減免を受けた場合は、この限りではない。

（利用許可）

第23条　乙は、条例第10条第１項に基づき公園に設置されたものを利用するときは、条例第22条第２項及び規則第５条第１項に基づき、指定管理者から利用の許可を受け、第28条第１項に基づき、所定の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではない。

（重要な事情変更）

第24条　甲及び乙は、本契約に関し、事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（通知等）

第25条　本契約の規定による請求、通知、報告、申請、承認、指示、届出又は提出は、緊急の場合を除き、相手方に対する書面又は電磁的記録により行わなければならない。

２　本契約の履行に関し甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

３　本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

４　本契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、設計図書に特段の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

５　本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

６　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。契約を変更した場合も、同様とする。

（準拠法）

第26条　本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第27条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（案）

(契約に定めのない事項)

第28 条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号
甲　埼玉県

埼玉県知事　　大　野　元　裕　　印

住　　所
乙　〇〇株式会社

代表取締役　　□　□　□　□　　㊞

（案）

ネーミングライツ誓約書

令和　年　月　日

甲　埼玉県知事　大野　元裕　様

乙住所　　〒
商号又は名称
代表者職氏名

私、△△△株式会社(以下「乙」という。)は、埼玉県（以下「甲」という。）とネーミングライツ契約（以下「本契約」という。）を締結するに際し、次の事項を誓約します。

なお、この誓約に反する事実が判明したときは、本契約第１２条第１項の規定により甲から本契約を解除されても異議の申し立てをしません。

記

１　乙は、次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

⑴地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

⑵会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て、 又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

⑶埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている法人等

⑷法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等

⑸暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

⑹暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

⑺その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

（８）施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる法人等